ち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

ｇ　ｆに係る標準税率

ｈ　沖縄振興法第 37 条及び第 58 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

ｉ　ｈに係る標準税率

ｊ　当該都道府県がｈに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

ｋ　半島振興法第 17 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

ｌ　ｋに係る標準税率

ｍ　当該都道府県がｋに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に 0.5 を乗じて得た率とする。

ｎ　算式の符号中ｋに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ｏ　ｎに係る標準税率

ｐ　算式の符号中ｍに同じ。この場合において、同符号中「ｋ」とあるのは「ｎ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｑ　算式の符号中ｋに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ｒ　ｑに係る標準税率

ｓ　算式の符号中ｍに同じ。この場合において、同符号中「ｋ」とあるのは「ｑ」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｔ　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）で所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

ｕ　ｔに係る標準税率

ｖ　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ｗ　ｖに係る標準税率

ｘ　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ｙ　ｘに係る標準税率

ｚ　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）で所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

標準税率に 0.5 を乗じて得た率とする。

ｎ　算式の符号中ｋに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ｏ　ｎに係る標準税率

ｐ　算式の符号中ｍに同じ。この場合において、同符号中「ｋ」とあるのは「ｎ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｑ　算式の符号中ｋに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

ｒ　ｑに係る標準税率

ｓ　算式の符号中ｍに同じ。この場合において、同符号中「ｋ」とあるのは「ｑ」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｔ　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第 17 条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）で所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

ｕ　ｔに係る標準税率

ｖ　当該都道府県がｔに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に 0.5 を乗じて得た率とする。

ｗ　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

ｘ　ｗに係る標準税率

ｙ　算式の符号中ｖに同じ。この場合において、同符号中「ｔ」とあるのは「ｗ」と、「0.5」とあるのは「0.75」とそれぞれ読み替えるものとする。

ｚ　算式の符号中ｔに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

aa　ｚに係る標準税率

ab　算式の符号中ｖに同じ。この場合において、同符号中「ｔ」とあるのは「ｚ」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

ac　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第 17 条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）で収入金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

ad　ac に係る標準税率

ae　当該都道府県が ac に係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に 0.5 を乗じて得た率とする。

af　算式の符号中 ac に同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年